令和４年２月３日

各保育・教育施設設置者　様

施設長・園長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

**「教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ（３％賃上げ助成）」**

**に係る申請書類の提出について（依頼）**

日頃から、本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、収入を３％程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施します。

つきましては、下記のとおり申請書類等の提出をお願い致します。記入方法や提出方法について、「３％賃上げ助成の申請手続き」をよく読んで、作成してください。

　なお、本通知は令和３年度補正予算が議決されることを停止条件とします。補正予算が議決された場合に、実施されます。

１　提出書類

1. 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書（第１号様式）
2. 賃金改善内訳(職員別内訳) （第１号様式別添１）
3. 同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表（第１号様式別添２）
4. 請求書（令和４年２・３月分）【ふた月分で１枚】　※４月～９月分は４月以降に別途依頼します。

２　提出期限　**※厳守**

**令和４年２月25日（金）【必着】**

　提出期限を過ぎた場合や提出書類に不備等がある場合は、交付時期が遅れることもあります。

３　提出先

|  |  |
| --- | --- |
| 計画書類一式（１(1)～(3)） | 電子申請 |
| 請求書（１(4)） | 〒231-0015 横浜市中区尾上町１－８  関内新井ビル９階  こども青少年局保育・教育給付課  ３％賃上げ助成担当　宛 |

４　送付書類

1. 「教育・保育の現場で働く方々の収入の引上げ（３％賃上げ助成）」に係る申請書類の提出について（依頼）
2. 算定シート
3. 「３％賃上げ助成」の申請手続きについて
4. 記入見本

こども青少年局保育・教育給付課

３％賃上げ助成担当

TEL：045-671-0202/0204/0232

1. チェックリスト
2. 請求書（２・３月分）
3. 【参考】内閣府リーフレット